

関市建設工事に係る技術者等の兼務の変更について（概要）の改定（令和5年1月）の新旧対比表

改定前

改定後

II. 現場代理人の常駐義務の緩和

1. 現場代理人の常駐義務を緩和できる場合

- 1) 近接工事として諸経費の調整を行った工事のうち、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、同一の現場代理人を工事現場に設置（以下「兼務」という。）できるものとします。さらに、~~当面の間は、~~工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度以内の工事の場合についても、2件まで兼務できるものとします。ただし、案件公表時に現場代理人の常駐を義務付ける旨を明示した工事はこの限りではありません。
- 2) 次のアからウのいずれにも該当する工事において、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、兼務できるものとします。ただし、案件公表時に現場代理人の常駐を義務付ける旨を明示した工事はこの限りではありません。
 - ア 関市が発注した3件までの工事
 - イ 契約金額の合計が3,500万円（建築一式の場合は、7,000万円）未満であること。なお、契約金額は、現場代理人の兼務を申請するときの金額とします。
 - ウ 直近2ヶ年度における関市発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、直近2ヶ年度における当該工種に係る工事成績評定の実績が無い場合には、工種を問わず、関市発注工事の工事成績評定点の平均が70点以上であることとします。
- 3) 単価契約の工事
- 4) 災害その他やむを得ない理由で緊急かつ短期間に施工する必要がある工事
- 5) 市長が特に認めた工事
- 6) 発注者と受注者との間において、設計図書又は打合せ記録簿の書面により、次の各号のいずれかの期間に該当することが確認できたときは、現場代理人の常駐を要しないものとします。
 - (1) 契約締結後から現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 工事請負契約約款第22条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - (4) 前3号のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

II. 現場代理人の常駐義務の緩和

1. 現場代理人の常駐義務を緩和できる場合

- 1) 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度以内の工事の場合についても、2件まで同一の現場代理人を工事現場に設置（以下「兼務」という。）できるものとします。ただし、案件公表時に現場代理人の常駐を義務付ける旨を明示した工事はこの限りではありません。
- 2) 次のアからウのいずれにも該当する工事において、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、兼務できるものとします。ただし、案件公表時に現場代理人の常駐を義務付ける旨を明示した工事はこの限りではありません。
 - ア 関市が発注した3件までの工事
 - イ 契約金額の合計が4,000万円（建築一式の場合は、8,000万円）未満であること。なお、契約金額は、現場代理人の兼務を申請するときの金額とします。
 - ウ 直近2ヶ年度における関市発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、直近2ヶ年度における当該工種に係る工事成績評定の実績が無い場合には、工種を問わず、関市発注工事の工事成績評定点の平均が70点以上であることとします。
- 3) 単価契約の工事
- 4) 災害その他やむを得ない理由で緊急かつ短期間に施工する必要がある工事
- 5) 市長が特に認めた工事
- 6) 発注者と受注者との間において、設計図書又は打合せ記録簿の書面により、次の各号のいずれかの期間に該当することが確認できたときは、現場代理人の常駐を要しないものとします。
 - (1) 契約締結後から現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 工事請負契約約款第22条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - (4) 前3号のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。